

パブリックコメントに寄せられた意見

提出された意見	回答
<p>企業規模別に処分内容を検討するべきではないか。 大企業ほど社会的影響が大きいので、より重い処分、より厳しい判定基準を科すべきではないか。</p>	<p>住宅瑕疵担保履行法において企業規模に関わらず建設業者に対して同様の義務が課せられていること、監督処分基準は従前より企業規模により処分内容に差をつけていないこと等を踏まえ、今回の改正に当たっては企業規模別に処分内容を定めることはしていませんが、具体的な監督処分の実施に当たっては、監督処分基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うこととしております。</p> <p>また、ご意見等を踏まえて、指示処分を受けたにも関わらず、基準日の翌日から起算して50日を経過した日以後において新たに住宅を新築する建設工事の請負契約を締結した場合(5条違反)の営業停止期間については、「7日以上」から「15日以上」へ変更することとします。</p>